

令和6年度の介護保険料

保険料段階	対象者		年間保険料
	生活保護受給者		
第1段階	本人が 市民税 非課税	老齢福祉年金受給者	22,800円
		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第2段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	38,400円
第3段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	54,000円
第4段階	世帯に市 市民税課税 者がいる	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	72,000円
第5段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	80,400円
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の人		97,200円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		105,600円
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		121,200円
第9段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	136,800円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	153,600円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	169,200円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	186,000円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の人	193,200円

- ※ 課税年金収入額には、遺族年金や障害年金などの非課税年金の収入額は含まれません。
- ※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額から、租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。なお、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ※ その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(年金雑所得)を控除した金額です。
- ※ 第1段階から第3段階の保険料は公費負担により、保険料が軽減されています。
- ※ 世帯の構成については、毎年4月1日時点の住民票上の世帯を基準にしています。ただし、4月2日以降に65歳になる人は誕生日の前日、他の市区町村から転入した人は転入日時点の世帯を基準とします。
- ※ 年度途中で65歳になる人は65歳の誕生日の前日の属する月から、転入した人は転入日の属する月から、年額介護保険料を月割で計算した額となります。